



税制改正に伴い

長沼 隆弘

最近の税制改正では、老年者控除の廃止や定率減税の縮小など、改正案でも給与所得控除の縮小などがマスコミでも大きく取上げられております。遠く上空から税制改正をみると「税金を増やす方向での改正」しかありません。

ところで、毎年約100万人の方が亡くなられるようですが、そのうち相続税の申告が必要な方は約5%です(約5万人)。そのうち相続税の税務調査が行われるのが約1万5千件だそうです。

相続税の基礎控除額は5,000万円と相続人1人につき1,000万円ですから、相続人が4人いる場合5,000万円プラス4,000万円となり、計9,000万円が基礎控除額となります。この基礎控除額も引き下げる方向であると小耳に挟みますし、ゴルフ会員権の譲渡損も損益通算ができなくなる方向だそうです。賢く立ち回れるのであれば、それに越した事はありません。

含み損のあるゴルフ会員権を個人でお持ちではないでしょうか？

相続税の基礎控除以外に、生命保険金には相続人

一人頭500万円の非課税枠があります。

現在の贈与税の非課税枠は110万円です。

なお、婚姻後20年以上の奥様に贈与する場合は、プラス2,000万円まで贈与税が不要(1回限り)です。

収益物件については、相続時精算課税も検討を。

これから会社の利益が上がるなら、その前に後継者へ株の贈与なども考えられます。



その他、当事務所の担当者と周辺の会話をしてください。
何かあります。

有限会社がなくなる? ... 50年ぶりの商法大改正

去る7月26日、第162回通常国会で、商法の現代化に伴う新会社法案が可決成立しました。法律の施行は平成18年5月が予定されています。今回の改正は、戦後最大の改正といわれています。形式的には、条文が平易な日本語表記となりました。実質的な改正点について主に取り上げますと...

- (1) 「有限会社がなくなる」のではなく、新たに有限会社を設立することができなくなります
- ・既存の有限会社は、新法上の株式会社として存続します、これを「特例有限会社」といいます。
 - ・有限会社の商号を使用し続ける場合は手続不要ですが、株式会社にする場合は登記が必要です。

- (2) 株式会社を設立する際の最低資本金制度(1,000万円)が撤廃されます
- ・既存の1円法人(確認株式会社・確認有限会社)は、定款の変更登記が必要です。
 - ・この資本金規制の撤廃と、類似商号規制も撤廃されますので、会社の設立がしやすくなります。

その他の主要な改正点について

| | 旧法(施行前) | 新法(施行後) |
|------------------|--------------------------------|---|
| 設立できる会社 | 株式会社、 有限会社 、合名会社、合資会社 | 株式会社、合名会社、合資会社、 合同会社(日本版LLC) |
| 最低資本金規制 | 株式会社:1,000万円以上 有限会社:300万円以上 | 制限なし |
| 設立時の資本金の払込 | 銀行等の保管証明書が必要 | 銀行等の 残高証明 でよい |
| 役員 の 人数と任期 | 取締役 | 【原則】3人以上、任期2年 【譲渡制限会社】...(注) 1人以上、任期は 最長10年 |
| | 監査役 | 株式会社:1人以上、任期4年 有限会社:設置は任意、任期なし 【譲渡制限会社】 設置は任意、任期は 最長10年 |

(注)株式譲渡制限会社とは、好ましくない者が株主になることを防ぐために、取締役会の承認がなければ株式を譲渡できないように制限を設けている会社をいいます(閉鎖会社ともいう)。

(久保徳子)

弥生会計 ワンポイントセミナー

弥生会計には、仕訳を記憶させて呼出す機能があります、

(1) 仕訳辞書の登録

記憶させたい仕訳の上で右クリック、出てきた画面の中から[仕訳辞書へ登録]を左クリック。
サーチキーに任意の文字を入れ[登録]をクリック。



(2) 登録した仕訳の呼出

日付を入力して[エンター]
先ほど登録した任意の文字を入力。

...できましたか?

毎月第二水曜日 弥生会計セミナー実施中です。

(長沼隆伸)

税制改正 ~ 所得税の主な改正点 ~

- (1) 従前の改正で平成17年度から適用されるもの
老年者控除(50万円)が廃止されています。
年金所得者の公的年金等控除のうち、65歳以上の
人に上乗せされている措置が廃止されました。
(最低控除額 140万 120万)
青色申告特別控除額が55万円から65万円に引上
げられています。なお、簡易簿記で記帳している
人の45万円控除は廃止され、10万円になります。

(2) 平成17年度の税制改正

平成17年から適用されるもの

- (1) 確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の納付証明書の添付が必要になりました。
(2) 所得税の寄付金控除の限度額が、総所得の25%から30%に上げられました。

平成18年度から適用されるもの

- ・定率減税が2分の1に縮減されました。

税額の20%
(25万まで)

税額の10%
(12.5万まで)

平成18年1月1日以降に支払うべき給与
(又は公的年金)から適用されます。

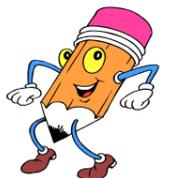
よって、「源泉徴収税額表」が変わります。

(坂本護)

編集後記

今年も厳しい暑さになりました。
7日立秋、うるさいほどの蝉の声
が聞かれるのもあと数週間...

夏の風物詩、京都の祇園祭の山鉦の一つに京都市のベンチャー企業が開発したローソクの火のように風に揺らいて見えるハイテク電球のちょうちんが取り付けられたそうです。この夏、ベンチャーとまではいかなくとも、現状を見直し検討してみるのも一考ではないでしょうか。今回の作成は業務二課が担当いたしました。



(小林くに子)